

社会福祉法人 けやきの杜
役員報酬規程

平成 30 年 6 月 20 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人けやきの杜の評議員及び理事・監事の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定める。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条による者をいう。
- (2) 理事及び監事とは、定款第 15 条による者をいう。
- (3) 常務理事とは、前号理事のうち、本法人に雇用され、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬額)

第 3 条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表 1 に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 理事及び監事の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表 2 に基づき支給する。ただし、常務理事、国又は地方公共団体の職と兼職する理事には支給しない。

3 常務理事の報酬は月額とし、別表 3 に基づき支給する。

(報酬支払い方法)

第 4 条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第 5 条 評議員、理事、監事がその職務を行うために要した費用を弁償する。

(役員報酬規程)

- 2 費用弁償は実費とし、費用の弁償請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

本規程は、平成30年6月20日より施行する。

別表1 評議員の報酬

| 役職 | 報酬日額 |
|-----|--------|
| 評議員 | 5,000円 |

別表2 理事、監事の報酬

| 役職 | 報酬日額 |
|----|--------|
| 理事 | 5,000円 |
| 監事 | 5,000円 |

※ただし、財務諸表を監査し得る監事については、定款18条に定める業務を行った場合に日額25,000円を支給する。

別表3 常務理事の報酬

| 役職 | 報酬月額 |
|------|---------|
| 常務理事 | 15,000円 |